

年金を支給すべき事象を保険事故といいます。老齢年金では老齢（支給開始年齢に達したこと）が、遺族年金では死亡が、障害年金では障害が保険事故になります。

昭和 60 年の年金改正は、翌年度の昭和 61 年 4 月から施行されたため、「昭和 61 年改正」と呼ばれることもあります。改正当時年金制度において課題となっていたことは、次の 3 点です。

- ①3 つに分かれた年金制度の統合
- ②高すぎる給付水準の是正
- ③女性の年金制度の確立

特に 60 歳台前半では、企業に対しては法令により雇用確保が義務付けられていますから、60 歳台前半で年金をもらいながら働く人は大変多くなっています。年金受給者でありながら、同時に厚生年金や共済年金の加入者という人は多いのです。

このような場合、年金は給与や賞与と調整され、一部または全部が支給停止された年金が支給されることとなります。これを「**在職老齢年金**」といいます。

在職老齢年金には「60 歳台前半」と「65 歳以降」の 2 種類があり、前者の方が支給停止基準が厳しくなっています。在職老齢年金の支給停止の対象となる年金は、あくまでも老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は対象外です。老齢基礎年金が支給されるのは 65 歳からですが、「**65 歳以降の在職老齢年金**」の支給停止対象となる年金は、**老齢厚生年金のみ**ということです。

「**経過的加算**」とは、老齢厚生年金に加算されるもので、老齢基礎年金の「代替年金」という性格があります。

老齢基礎年金は「定額」（加入期間が同じなら同じ額になるという意味）の年金ですが、特別支給の老齢厚生年金にも「定額部分」という同じ性格の年金があります。この「定額部分」は 65 歳から「老齢基礎年金」に変身するのですが、「20 歳から 60 歳まで」という縛りはありません。したがって、60 歳までに 40 年の加入期間がない人が、**60 歳以降も厚生年金に加入した場合、「定額部分」と「老齢基礎年金」に差額が生じ、その差額を老齢基礎年金の代わりに老齢**

厚生年金に加算するのです。65歳前に「定額部分」の支給がない世代でも加算されます。

つまり、公的年金の年金額は、その人の年金加入歴に基づいて決定される額をベースに、経済変動に応じた「スライド制」により、その額が上下することになっているのです。ここ10年以上の間、日本はデフレ状態でしたから、年金額は徐々に下がってきました。

「特例水準」の解消とは、年金額の引上げ改定をするということですから、多少のインフレでは、年金額は引き上げられませんが、また、引き上げられたとしても、物価上昇率よりも低い上昇率になってしまいます。

・・・

「マクロ経済スライド」は、具体的には年金財政の収支が均衡するまで、本来の改定率よりも0・9%（「調整率」といいます）低く年金額を改定するという方法で、徐々に年金支給水準を引き下げる制度ですが、これがデフレ下で発動されることになれば、物価下落率に加えて調整率0・9%分年金支給水準が引き下げられることになり、年金の「名目額」の下がり方は大きくなります。ただし、現時点（平成26年4月現在）「デフレ下のマクロ経済スライド発動」は、検討課題であり、決定事項ではありません。

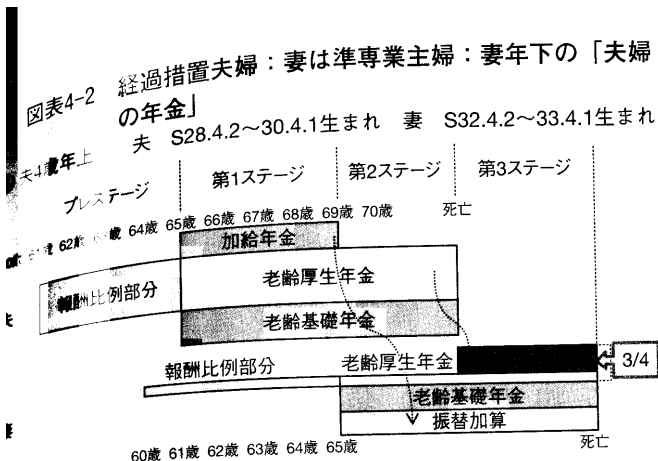
保険料 30兆円 + 国庫負担 10兆円 < 総給付 50兆円 → 毎年 10兆円の赤字

年金には、「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」があります。このうち「老齢年金」だけが課税対象となります。老齢年金は税制上、雑所得となり、老齢年金の総収入から「公的年金等控除額」が控除され所得となります。

「公的年金等控除」の「等」ですが、この「等」は控除の対象が公的年金だけでなく企業年金も含むためについているものです。つまり、企業年金を受給する場合、公的年金と企業年金の合計額から「公的年金等控除額」を差し引いた額が所得となります。

満額の老齢基礎年金（40年間納付）で、772,800円（平成26年度）。

つまり、年金制度上の義務には何ら違反していないのに、満額の老齢基礎年金が受けられないことになってしまいます。そこで、「第3号被保険者制度が遅れてすみません」という趣旨で、妻の老齢基礎年金に「振替加算」を加算することで、その「損失補てん」をすることとしたのです。



「在職老齢年金」は、厚生年金のルールです。「在職」の意味は、厚生年金に加入しているという意味であり、厚生年金に加入していなければ、収入があつたとしても年金はカットされません。

60歳で国民年金40年に満たない場合は、65歳まで任意加入できる。
厚生年金に加入している場合は出来ない。

繰下げをするためには、65歳時点で、繰下げの意思を表明します。この時点では何年何カ月繰り下げるかは決めなくても構いません。実際に受給するときに、改めて「繰下げ請求」をし、この時点で繰下げ期間が確定し、増額率も確定します。

「繰下げ」の対象となる年金は「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」で、そのいずれか一方でも両方でも繰り下げることができますが、妻の場合は、老齢基礎年金だけを繰り下げのべきです。その理由はすでに述べたように、「夫婦の年金」において、妻自身の老齢厚生年金は実質的に夫が亡くなるまでの有期年金であり、有期年金であれば、繰下げによる増額で本来の支給開始年齢から受給をしなかった年金分を回収できないという事態が想定され

るからです。

国民年金基金とは、2階部分のない第1号被保険者のための任意加入の上乗せ年金制度です。国民年金基金は、国民年金法に規定され、公的な性格も持ちますが、国の公的年金が強制加入であるのに対して、任意加入の制度となっています。国民年金基金は、都道府県や業界団体により運営されています。前者を地域型国民年金基金といい、後者を職能型国民年金基金といいます。

国民年金基金も例にもれず、積立不足が発生しています。

年金額を増やすもう1つの方法である「繰下げ」ですが、老齢厚生年金を繰り下げると自身の老齢厚生年金は繰下げ月数に応じて増額されますが、増額まで遺族厚生年金に波及するわけではありません。つまり繰下げによる年金増額は、「第2ステージ」までの効果に留まります。しかも、**老齢厚生年金を繰り下げている期間は、加給年金も支給停止**されます。加給年金は妻が65歳になるまでの有期年金であり、繰上げ増額の対象外ですから、繰下げによって支給されなかった分を回収する方法がありません。

したがって、繰り下げると**老齢基礎年金**だけにしたほうが**無難**です。老齢基礎年金の繰下げは、自身の年金を増やすだけで、「第3ステージ」には効果が及びませんが、**給与所得がある場合には節税効果**があります。

想定外に長生きしてしまった場合、生活にはお金がかかりますが、貯金も底をついているかもしれませんし、もはや働いてお金を稼ぐことはほとんどの人にとっては無理な話です。こうした場合に終身年金である国の老齢年金がその威力を発揮するのです。ですから、**年金は仮にその額が同じであっても、老齢初期よりも老齢後期のほうが価値が高くなる**のです。

逆に「繰下げ」は、比較的経済的余裕のある老齢初期を多少犠牲にすることで、老齢後期の保証を手厚くするということですから、理にかなっています。繰下げは、繰下げ受給してから12年間年金を受給しなければ「損」になりますが、「損」をしたとしても、後悔する場面は天国です。天国では生活費はかかりません。

そこで、**年金増額計画**を立てます。夫は、すでに試算表に記入した年金見込

額は 65 歳まで雇用されている前提ですから、**65 歳以降どれだけ働けるか**ということになります。目安としては、厚生年金に 1 年間年収 100 万円で加入すれば、報酬比例部分が約 5、300 円増えます。年収 300 万円なら約 15、900 円です。この額は、平成 26 年度の計算式に、再評価率をここ数年間の平均として「平均報酬」以外各種係数をすべて掛け合わせて算出した大まかな目安額です。

事例①の年金増額計画（図表 7・2 参照）では、夫が 65 歳以降 2 年間年収 300 万円で働くという計画を立てました。**年収 300 万円で 2 年働くことにより、増える年金は約 31、800 円**、その 4 分の 3（23、850 円）は遺族厚生年金に反映されます。